

神戸市空き家等を活用した地域活動助成モデル事業補助金審査要綱

令和3年6月24日 企画調整局長制定

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市空き家等を活用した地域活動助成モデル事業補助金交付要綱第17条第1項に基づき、補助対象事業の審査を適正かつ効率的に行うことを目的として、企画調整局内に設置する「神戸市空き家等を活用した地域活動助成モデル事業補助金審査会」（以下「審査会」という。）に必要な事項を定める。

(審査会)

第2条 審査会は、企画調整局つなぐラボ担当部長、つなぐラボ担当課長、政策調査課担当課長、こども家庭局こども青少年課長、建築住宅局政策課担当課長をもって組織する。

- 2 審査会には会長、副会長を置く。
- 3 会長は、審査会を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 審査会の会長は企画調整局つなぐラボ担当部長をもってあて、副会長はつなぐラボ担当課長をもってあてる。
- 6 審査会は必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。なお、審査会は書面開催に代えることができる。
- 7 審査会は委員の半数の出席をもって成立するものとする。なお、委員が代理人を任命した場合は、その代理人を委員とみなす。
- 8 会長が必要と認める場合には、第1項以外の者を委員とすることができる。
- 9 会長は会議の運営上必要があると認める場合には、審査会に委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聞くことができる。
- 10 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することはできない。

(審査方法)

第3条 審査会における審査は次の方法で行う。

- (1) 委員は別表の審査基準に基づき、採点を行う。
- (2) 審査会は採点の集計結果を元に補助対象事業の優先順位付けを行い、補助金の交付対象を決定する。
- (3) 委員の採点の平均が、25点未満である場合は原則として不採択とする。

(事務局)

第4条 審査会の事務はつなぐラボで行う。

第5条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年6月24日から施行する。

別表

審査項目	配点	審査内容
公益性	5点	その地域にとって必要性が高い事業か。
	5点	対象となる子どもが限定的になっていないか。
計画性	5点	事業計画が妥当であり、申請者は事業を遂行する能力があるか。
	5点	経費の積算は、事業計画の内容に対して無駄のない妥当なものか。
	5点	実施体制は妥当であるか。有事の際に備え、緊急対応方策を考えているか。
	5点	利用する空き家等が、事業内容に対する活動場所として適しているか。
効果	5点	広く事業を周知し、多くの子どもに居場所を提供することができるか。
	5点	事業をきっかけとして、その地域に住む人や団体との連携が進む可能性があるか。
将来性	5点	家賃補助対象期間が終了した後、活動を継続するための見通しがあるか。
	5点	空き家・空き店舗を活用することで、こどもの居場所づくり以外の活動につながりそうか。
合計	50点	—

審査の点数

特に優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている
5点	4点	3点	2点	1点